

第2期 多摩市国民健康保険データヘルス計画の実績及び評価

1. 計画全体の評価

■全体評価の評価指標と実績(中間評価での項目を経年で評価)

評価指標		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
多摩市国民健康保険運営協議会 で、毎年計画の進捗状況につ いて報告し、意見をいただく(関係 者との連携)		実施	実施	実施	実施	実施
データに基づいて現状分析を行 い、現状分析を踏まえた上で、課 題抽出、事業選択を実施する。		実施	実施	実施	実施	実施
データヘルス計画に記載された 各事業の実施計画(具体的な取 り組み)のうち、計画どおり実施で きた数		11個 /11個中	11個 /11個中	11個 /11個中	11個 /11個中	11個 /11個中
65歳健康寿命が延伸する (要介護2)	男	84.08	84.16	84.28	84.03	令和6年4 月に発表
	女	86.60	86.68	86.82	86.85	

■評価と課題

- ① 計画の目的・目標を達成するための仕組みとしては、保険年金課が中心となって業務を担い、必要に応じて関係所管とも連携し、計画に沿って事業をすすめていくことができた。また、多摩市運営協議会には、毎年報告し、意見を得ることなど、関係者との連携を行うことができた。
- ② データヘルス計画に記載された各事業の具体的な取り組みについても、毎年度事業を計画・実施し、その結果・データを分析し、また次の取り組みについて考えて実行していくことができた。
- ③ 健康寿命の延伸は、高い水準を保っているが、この状況を維持し、さらに延伸できるよう、今後も被保険者の健康の保持増進をめざし、取り組みを進めていく。

2. 個別事業の評価(保険年金課所管の各事業)

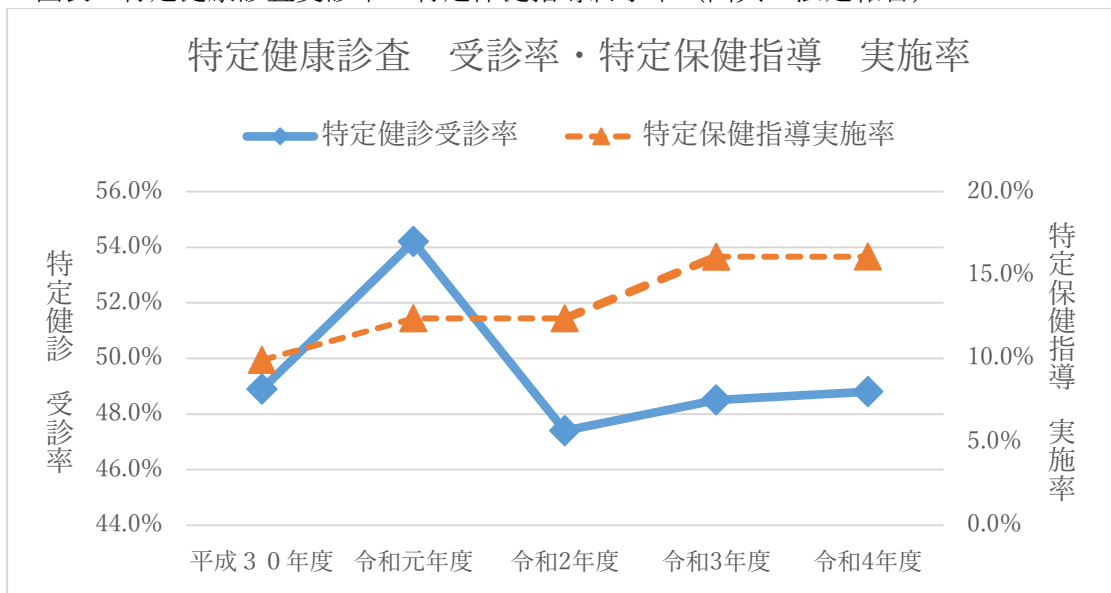
事業1 特定健康診査(受診勧奨等を含む)

【事業の目的・概要】

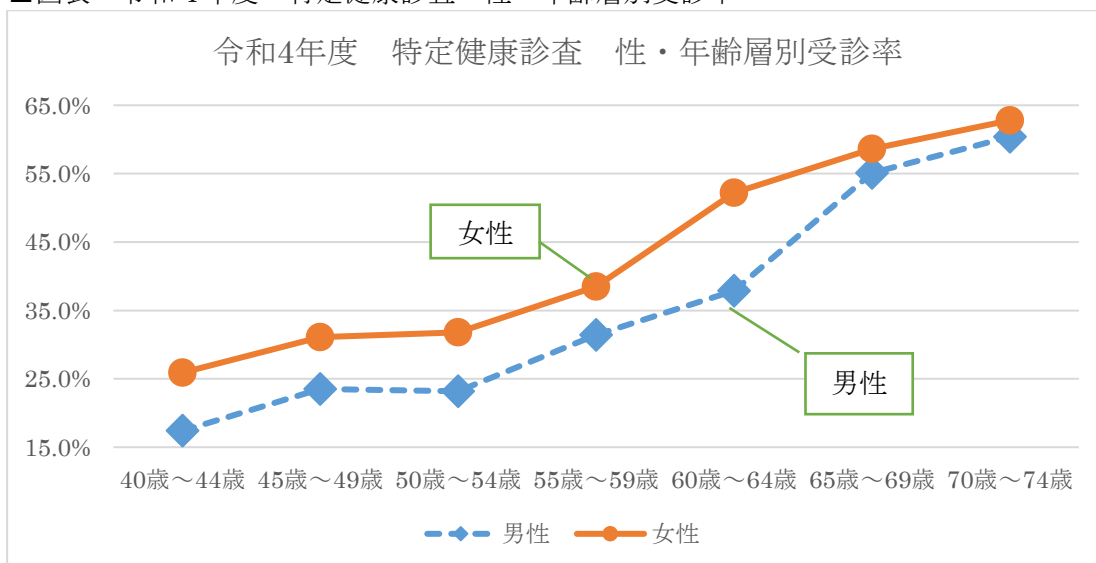
- ① 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく保険者の法定義務
- ② 少しでも多くの被保険者が特定健康診査を受診し、必要な対象者には早期からの支援を実施することで被保険者の健康の保持増進を図るとともに、多摩市国民健康保険の医療費の増大を防ぐ

【実績と評価】

■図表 特定健康診査受診率・特定保健指導終了率(出典：法定報告)



■図表 令和4年度 特定健康診査 性・年齢層別受診率



特定保健指導実施率	43%	15.7%	9.9%	12.4%	12.4%	16.1%	16.1%
特定保健指導利用による対象者減少率	30%	26.5%	24.6%	31.4%	18.4%	25.5%	20.2%

特定保健指導実施率:法定報告の終了率(=実施率)

■評価と課題

- ① 特定保健指導の実施率は、国の目標値までは及ばないが、上昇傾向である。
- ② 令和3年度から特定健康診査で質問票を導入することができたが、この結果、服薬歴の調査が、それまでの聞き取りから質問票記入での把握に変わったことから、本来特定保健指導対象外の生活習慣病薬の服薬者が大幅に対象者として含まれてしまい、また、もともと健康意識が高い服薬中の方が特定保健指導を受けることとなり、令和3年度は実施率が上昇した。
- ③ 令和4年度は、工夫・対応をしたことで、令和4年度は、適正な対象者数になった。しかも、実施率は令和3年度と同率で、コロナ禍以前より、よい状況を維持している。
- ④ 今後も、さらなる実施率向上に向けて、対策を考えていく。

事業3 糖尿病重症化予防事業

【事業の目的・概要】

- ① 糖尿病の重症化を予防するため、専門職による生活習慣改善のアドバイス等を行う。
- ② また、糖尿病重症化のリスクがあるにも関わらず、医療機関の受診が確認できない方へ、受診勧奨通知を送付する。
- ③ 糖尿病の重症化予防を目指すとともに、多摩市国民健康保険の医療費の適正化を目指す

【実績と評価】

■評価指標

評価指標	目標値	経年変化				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者の事業継続率	90%	93.5%	97.5%	92%	81.0%	51.7%
保健指導修了者の人工透析移行者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
プログラム修了者のうち生活習慣が改善した者の割合	70%	89%	95%	88.4%	94%	100%
治療中断者、未治療者への受診勧奨	100%	57.4%	100%	100%	100%	100%

※平成30年度以前は、事業形態が異なるため、ベースラインは記載していない

■評価と課題

- ① 平成30年度から、地域の薬局の薬剤師が保健指導を行う「薬局モデル」での保健指導を開始。令和3年度からは、地域の薬剤師会に事業を委託し、より地域に密着した事業を展開している。
- ② 薬局モデルは画期的な取り組みであり、地域の社会資源の確保という面でもメリットがある一方、医療受診しておらず医師の指示が得られない等、どうしても条件面で対象からはずれてしまう方が一定数存在する。

- ③ その方たちへの対応も、市が直接行う形で少しずつ取り組み始めたが、継続した保健指導を行う等の同じような対応は行えていない。今後、医療機関につながっていない方など、より必要な方に事業が提供できるよう、市の対応、対象者の選定基準や保健指導の委託の内容等、検討を続けていく必要がある。
- ④ 未治療者等への医療機関受診勧奨は、糖尿病以外の生活習慣病のリスクでの同様の事業と統合する（対象者が重なるため）。

事業4 健診異常値放置者受診勧奨事業

【事業の目的・概要】

- ① 特定健康診査の結果、おもに生活習慣病に関連する数値に異常がある者に対して、医療機関への受診勧奨を実施し、疾患の予防や早期の治療につなげることで、対象者の健康の保持増進を図るとともに、多摩市国民健康保険の医療費の適正化を目指す。

【実績と評価】

■評価指標

評価指標	目標値	経年変化				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者への受診勧奨率	100%	23.4%	83.3%	100%※	100%	100%
勧奨対象者の医療機関受診率**	20%	19.7%	23.9%	12.9%	6.1%	35.0%

※対象者の考え方が前年度までと異なる。

*平成29年度より開始の事業のため、ベースラインは記載していない

**各年度、考え方やデータ抽出の基準・方法が異なるため、一概に比較できない

■評価と課題

- ① 令和5年度から、それまで前年度の健診結果を用いて外部委託で行っていた事業を、当該年度のデータを用いて、毎月対象者抽出及び勧奨を行えるよう、市直営に変更した。より実効的な受診勧奨を行うことができていると考えられる。
- ② 勧奨後の医療機関受診率については、KDBシステムでの抽出だけでは評価が困難な部分があることがわかり、レセプトデータの直接確認と併用するなど、試行を続けている段階のため、単純に年度間の比較はできない。
- ③ 健診結果とレセプト情報を両方把握できる保険者だからこそできる事業であり、対象者の健康の保持増進や将来的な生活の質（QOL）を考えたときに、効果的かつ必要性が高い事業と考えられる。勧奨通知を送付したあとの評価や個別フォローも含め、継続して取り組みを続けていく必要がある。

事業5 ジェネリック医薬品差額通知事業

【事業の目的・概要】

- ① ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担額等の情報提供を行い、ジェネリック医薬品の普及率を向上させることで多摩市国民健康保険の医療費適正化を図る

【実績と評価】

■評価指標

評価指標	目標値	ベースライン平成28年度	経年変化				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
差額通知数(人)			3,958	3,072	4,569	4,005	4,135
対象者への通知率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)	80%	65.86%	74.5%	77.6%	79.0%	78.1%	80.1%
削減効果額(千円)			2,573	1,913	3,175	2,206	2,506

※差額通知数、削減効果額は第2期計画には未記載、中間評価から設定

■評価と課題

- ① ほぼ計画通りに実施。現在、社会情勢としてジェネリック医薬品の不足等もあり、利用率はほぼ上限に近いと考えられる。
- ② 今後も啓発の意味を含めて事業を継続していくが、今後社会情勢も鑑みながら、必要に応じて対象者を絞るなど、より効率的な方法も考慮していく。

事業6 多受診対策の検討(重複服薬対応事業)

【事業の目的・概要】

- ① 同じ効果の薬を異なる医療機関で同時に処方されている状態の重複服薬は、医療費高額化の要因となるだけでなく、本人の健康にも影響を及ぼす可能性がある
- ② 多受診対策について、第2期計画では「検討」としていた。第2期計画中間評価で、評価指標を設定し、検討を進めながら事業を実施している。
- ③ 令和2年度から、対象者への通知を開始。毎年、より効果的・効率的な方法等について検討を重ねながら、事業を進めている。

【実績と評価】

■評価指標(第2期計画には未記載、中間評価で設定)

評価指標	経年変化		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重複・多剤投与者への通知数(人)	9	44	4
被保険者全体の重複・多剤投与者数*	69	81	65(重複) 15(多剤)

*保険者努力支援制度で提出する数値(対被保険者1万人あたり人数。令和4年度から重複・多剤が分かれた)

■評価と課題

- ① 対象者や対応方法等を検討し、令和2年度から対象者に通知を送付する事業を試行的に開始した。
- ② 対象者抽出の基準を変更したり、抽出に当たって使用しているKDBシステムの限界を把握し今後の対応を検討したり、より効果的な方法を模索したり、様々な試行錯誤を行っている。
- ③ 対象者の健康を守る視点を大切にしつつ必要と思われる介入ができるよう、関係機関との連携も視野にいれつつ、今後も対応を継続していく。